規則

○個人情報保護委員会規則第三号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、個人情報の保護に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十八年十月五日

個人情報保護委員会委員長　堀部　政男

個人情報の保護に関する法律施行規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（身体の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号に関する基準）

第二条　個人情報の保護に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第一号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換することとする。

（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号）

第三条　令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一　令第一条第七号イに掲げる証明書　同号イに掲げる証明書の記号、番号及び保険者番号

二　令第一条第七号ロ及びハに掲げる証明書　同号ロ及びハに掲げる証明書の番号及び保険者番号

（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）

第四条　令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

一　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第四十七条第二項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

二　健康保険法施行規則第五十二条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

三　船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第三十五条第一項の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

四　船員保険法施行規則第四十一条第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

五　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号

六　出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号

七　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）第一条の七の加入者証の加入者番号

八　私立学校教職員共済法施行規則第三条第一項の加入者被扶養者証の加入者番号

九　私立学校教職員共済法施行規則第三条の二第一項の高齢受給者証の加入者番号

十　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第七条の四第一項に規定する高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十一　国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）第八十九条の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十二　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十三　国家公務員共済組合法施行規則第九十五条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十四　国家公務員共済組合法施行規則第百二十七条の二第一項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十五　地方公務員等共済組合法規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第九十三条第二項の組合員証の記号、番号及び保険者番号

十六　地方公務員等共済組合法規程第百条第一項の組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十七　地方公務員等共済組合法規程第百条の二第一項の高齢受給者証の記号、番号及び保険者番号

十八　地方公務員等共済組合法規程第百七十六条第二項の船員組合員証及び船員組合員被扶養者証の記号、番号及び保険者番号

十九　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

二十　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

（要配慮個人情報）

第五条　令第二条第一号の個人情報保護委員会規則で定める心身の機能の障害は、次に掲げる障害とする。

一　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害

二　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害を含み、前号に掲げるものを除く。）

四　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの（法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者）

第六条　法第十七条第二項第五号の個人情報保護委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関

二　外国において法第七十六条第一項各号に掲げる者に相当する者

（第三者提供に係る事前の通知等）

第七条　法第二十三条第二項又は第三項の規定による通知又は容易に知り得る状態に置く措置は、次に掲げるところにより、行うものとする。

一　第三者に提供される個人データによって識別される本人（次号において「本人」という。）が当該提供の停止を求めるのに必要な期間をおくこと。

二　本人が法第二十三条第二項各号に掲げる事項を確実に認識できる適切かつ合理的な方法によること。

2　法第二十三条第二項又は第三項の規定による届出は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一　個人情報保護委員会が定めるところにより、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法

二　別記様式第一による届出書及び当該届出書に記載すべき事項を記録した光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「光ディスク等」という。）を提出する方法